

「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方（処分基準）について」（別紙）
新旧対照表

| 現行 | | | | 改定案 | | | |
|---|---|------|---------------------|---|--|------|---------------------|
| II 法令違反に対する懲戒処分等 (1) 公認会計士 ○ 基本となる処分の量定 | | | | II 法令違反に対する懲戒処分等 (1) 公認会計士 ○ 基本となる処分の量定 | | | |
| 懲戒根拠 | 懲戒事由 | 関係条文 | 基本となる処分の量定 (新基準) | 懲戒根拠 | 懲戒事由 | 関係条文 | 基本となる処分の量定 (新基準) |
| 公認会計士法 違反（信用失墜 行為違反） | ・自己脱税 刑事訴追の対象となった場合や税理 士法違反による業務停止処分が行わ れた場合等重大な場合 (1) 不正所得高額（ <u>1億円以上</u> ） (2) 不正所得少額（ <u>1億円未満</u> ） | 第26条 | 業務停止3月 業務停止1月 | 公認会計士法 違反（信用失墜 行為違反） | ・自己脱税 刑事訴追の対象となった場合や税理 士法違反による業務停止処分が行わ れた場合等重大な場合 (1) 不正所得高額（ <u>2,000万円超</u> ） (2) 不正所得少額（ <u>2,000万円以下</u> ） | 第26条 | 業務停止3月 業務停止1月 |
| 【上記区分表の適用に当たっての注意事項】 （新設） | | | | 【上記区分表の適用に当たっての注意事項】 9. 平成25年〇月〇日改定後の「自己脱税」の基本となる処分の量定については、平成25年〇月 〇日以後にした行為に対して懲戒処分等を実施する場合に適用する。 | | | |